

船舶事故調査報告書

令和6年6月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	同乗者負傷
発生日時	令和5年8月22日 17時00分ごろ
発生場所	福岡県福岡市博多港 博多港西防波堤北灯台から真方位340° 300m付近 (概位 北緯33° 37.2′ 東経130° 22.8′)
事故の概要	水上オートバイエムアールエスは、航行中、同乗者が落水して負傷した。
事故調査の経過	令和5年12月4日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	水上オートバイ エムアールエス、0.2トン 250-59608福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型 同乗者
負傷者	重傷 1人（同乗者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を後部座席に乗せ、博多港で仲間の水上オートバイ6隻と共に遊走した後、同港内のマリナーに向けて帰航を開始した仲間の水上オートバイの後を追って約10 km/hの対地速力で南西進していた。</p> <p>船長は、他船の航走波が船首方に見えたので、同波を乗り越えようとスロットルレバーを引いて加速する操作を行った際、本船が急加速して同乗者が本船後方に落水した。</p> <p>船長は、急いで右旋回し、落水した同乗者に声を掛けたところ、負傷していたので、海に飛び込んで本船に引き揚げようとしたが引き揚げることができずにいたところ、付近で警戒に当たっていた巡視船が近づいて来たので、同乗者の救助を依頼した。</p> <p>同乗者は、巡視艇に救助された後、救急車で病院に搬送され、右足関節脱臼骨折と診断された。</p> <p>同乗者は、落水した際、どのような体勢で落水し、負傷したのか記憶がなかった。</p> <p>船長は、船首方からの波を乗り越えた後、そのまま速度を上げて先行する仲間の水上オートバイに追い付こうと考えていたので、スロットルレバーをふだんよりも強く引き、本船を急加速させてしまったと本事故後に思った。</p>

	<p>船長は、波を乗り越える際に、急加速する場合がありますので、同乗者にその旨を伝え、落水しない体勢を取ってもらうべきであったと本事故後に思った。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>
<b>分析</b>	<p>本船は、南西進中、船長が船首方からの波を乗り越えようとスロットルレバーを操作した際、急加速したことから、同乗者が後方に落水して負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、波を乗り越えた後に速度を上げて先行する仲間の水上オートバイに追い付こうと思い、ふだんよりスロットルレバーを強く引いたことから、本船が急加速したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が南西進中、船長が船首方からの波を乗り越えようとスロットルレバーを操作した際、急加速したため、同乗者が後方に落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水上オートバイの船長は、同乗者を乗せて航行する際、同乗者が体勢を崩さないよう、同乗者にあらかじめ注意しておくとともに急加速や急旋回など行うことなく安全に航行すること。</li> </ul>